



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 1月27日金曜日 第1729号

◇ 目 次 ◇

公有水面埋立免許の出願.....	49
公有水面埋立免許.....	51
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	52
公共測量の実施の通知.....	53
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	53
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	53
道路の区域変更（県道宿毛城辺線）.....	53
道路の供用開始（ " ）.....	53
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	54
道路の供用開始（ " ）.....	54
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	54

公 告

事務椅子の購入.....	54
--------------	----

雑 報

事後調査報告書について.....	55
------------------	----

告 示

○愛媛県告示第97号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局愛南土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 工区

南宇和郡愛南町船越 390 番から同 471 番までの地先公有水面

(イ) 2 工区

南宇和郡愛南町船越 471 番から同1287番 2 までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 工区

次の 1 点から真北 298 度17分26秒 64 .42 メートル

の地点を円心とする半径 64 .42 メートルの円周で 1 点と 2 点とを結ぶ南東側の円弧、 2 点と 3 点を結んだ線、 3 点から真北 174 度14分34秒 9 .88メートルの地点を円心とする半径 9 .88メートルの円周で 3 点と 4 点とを結ぶ北西側の円弧、 4 点から22点までを順次に結んだ線及び22点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L + 2 .10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町船越 470 番 2 地先の船越第 2 物揚護岸に設置された金属錐）は、北緯32度56分51秒、東経 132 度30分24秒の地点

1 点は、基点から真北81度29分17秒177 .15メートルの地点

2 点は、1 点から真北 233 度22分16秒 54 .62 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 264 度14分36秒 42 .48 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 222 度07分13秒 13 .25 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 179 度59分57秒 32 .23 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 269 度59分57秒 45 .12 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 359 度59分57秒 12 .00 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 269 度59分57秒 10 .00 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 179 度59分57秒 15 .00 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 269 度59分57秒 14 .10 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 359 度59分57秒1 .00メートルの地点

12 点は、11 点から真北 269 度59分57秒3 .10メートルの地点

13 点は、12 点から真北 180 度00分03秒1 .00メートルの地点

14 点は、13 点から真北 269 度59分57秒 36 .90 メートルの地点

15 点は、14 点から真北 359 度59分57秒1 .00メートルの地点

16 点は、15 点から真北 269 度59分57秒3 .10メートルの地点

17 点は、16 点から真北 180 度00分03秒1 .00メートルの地点

18 点は、17 点から真北 269 度59分57秒 46 .90 メートルの地点

19点は、18点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

20点は、19点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

21点は、20点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

22点は、21点から真北 269 度59分57秒3.98メートルの地点

(イ) 2工区

次の23点から45点までを順次直線で結んだ線並びに45点と23点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+2.10メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町船越470番2地先の船越第2物揚護岸に設置された金属錐)は、北緯32度56分51秒、東経132度30分24秒の地点

23点は、基点から真北 239 度21分28秒109.25メートルの地点

24点は、23点から真北 269 度59分57秒 15.02メートルの地点

25点は、24点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

26点は、25点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

27点は、26点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

28点は、27点から真北 269 度59分57秒 36.90メートルの地点

29点は、28点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

30点は、29点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

31点は、30点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

32点は、31点から真北 269 度59分57秒 18.01メートルの地点

33点は、32点から真北 183 度53分51秒 15.00メートルの地点

34点は、33点から真北 273 度53分51秒1.00メートルの地点

35点は、34点から真北 183 度53分51秒3.10メートルの地点

36点は、35点から真北93度53分51秒1.00メートルの地点

37点は、36点から真北 183 度53分51秒 26.90メートルの地点

38点は、37点から真北 273 度53分51秒1.00メートルの地点

39点は、38点から真北 183 度53分51秒3.10メートルの地点

40点は、39点から真北93度53分51秒1.00メートルの地点

41点は、40点から真北 183 度53分51秒 26.90メー

トルの地点

42点は、41点から真北 273 度53分51秒1.00メートルの地点

43点は、42点から真北 183 度53分51秒3.10メートルの地点

44点は、43点から真北93度53分51秒1.00メートルの地点

45点は、44点から真北 183 度53分51秒 13.07メートルの地点

ウ 面積

1工区 10,678.75平方メートル

2工区 13,759.20平方メートル

全体 24,437.95平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町船越389番から同755番を経て、同1287番2に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からU点までを順次直線で結んだ線及びU点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町船越470番2地先の船越第2物揚護岸に設置された金属錐)は、北緯32度56分51秒、東経132度30分24秒の地点

A点は、基点から真北80度57分09秒241.29メートルの地点

B点は、A点から真北 204 度34分13秒139.97メートルの地点

C点は、B点から真北 179 度59分57秒 66.33メートルの地点

D点は、C点から真北 269 度59分57秒256.79メートルの地点

E点は、D点から真北 183 度53分51秒 50.00メートルの地点

F点は、E点から真北 269 度59分57秒100.99メートルの地点

G点は、F点から真北 3 度39分53秒 58.25メートルの地点

H点は、G点から真北 302 度46分32秒 29.97メートルの地点

I点は、H点から真北 317 度11分27秒 60.10メートルの地点

J点は、I点から真北22度46分26秒 65.35メートルの地点

K点は、J点から真北 292 度44分26秒3.82メートルの地点

L点は、K点から真北22度37分56秒 41.90メートルの地点

M点は、L点から真北58度28分51秒 16.09メートルの地点

N点は、M点から真北96度03分21秒124.07メートルの地点

O点は、N点から真北 185 度12分58秒 13.26メートルの地点

P 点は、O 点から真北87度37分51秒 78.40メートルの地点
 Q 点は、P 点から真北 9 度35分22秒9.23メートルの地点
 R 点は、Q 点から真北 272 度26分49秒 96.73メートルの地点
 S 点は、R 点から真北57度39分49秒 19.62メートルの地点
 T 点は、S 点から真北76度57分02秒 28.89メートルの地点
 U 点は、T 点から真北 189 度28分38秒5.33メートルの地点

ウ 面積

75,210.03平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約17,370平方メートル
 道路用地 約 5,950平方メートル
 公用・公共施設用地 約 780平方メートル
 水路用地 約 340平方メートル
 合計 約24,440平方メートル

4 出願年月日

平成18年 1月16日

○愛媛県告示第98号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年 1月27日

北条港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

第1工区

松山市北条辻1603番1の地先公有水面

第2工区

松山市北条1082番1から同市北条辻1603番1までの地先公有水面

イ 区域

第1工区

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線及び7点と1点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（C・D・L・+3.33メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鉄）は、北緯33度58分34秒、東経132度46分15秒の地点

1 点は、基点から真北29度58分43秒 28.69メートル

の地点

2 点は、1 点から真北23度45分35秒 38.52メートルの地点

3 点は、2 点から真北 293 度45分35秒0.77メートルの地点

4 点は、3 点から真北23度45分35秒8.00メートルの地点

5 点は、4 点から真北 113 度45分35秒0.77メートルの地点

6 点は、5 点から真北23度45分35秒 15.22メートルの地点

7 点は、6 点から真北 336 度07分31秒2.92メートルの地点

第2工区

次の7点から13点までを直線で結んだ線及び13点と7点を結ぶ平成15年の秋分の満潮位（C・D・L・+3.33メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鉄）は、北緯33度58分34秒、東経132度46分15秒の地点

7 点は、基点から真北24度21分06秒 92.22メートルの地点

6 点は、7 点から真北23度45分35秒2.92メートルの地点

8 点は、6 点から真北 108 度27分13秒 39.06メートルの地点

9 点は、8 点から真北18度27分13秒0.77メートルの地点

10 点は、9 点から真北 108 度27分13秒8.00メートルの地点

11 点は、10 点から真北 198 度27分13秒0.77メートルの地点

12 点は、11 点から真北 108 度27分13秒 37.36メートルの地点

13 点は、12 点から真北63度27分13秒3.68メートルの地点

ウ 面積

第1工区 158.78平方メートル

第2工区 226.56平方メートル

合計 385.34平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

第1工区

松山市北条辻1603番17から同市北条1155番15までの地先公有水面及び陸域

第2工区

松山市北条1155番15から同1082番11までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

第1工区

次のA点からF点までを順次直線で結んだ線及びF点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度58分34秒、東経 132 度46分15秒の地点

A点は、基点から真北 101 度07分20秒5.39メートルの地点

B点は、A点から真北99度31分56秒102.70メートルの地点

C点は、B点から真北 325 度52分12秒120.08メートルの地点

D点は、C点から真北 336 度07分31秒2.92メートルの地点

E点は、D点から真北 4 度10分38秒 24.66メートルの地点

F点は、E点から真北 204 度57分14秒100.63メートルの地点

第2工区

次のB点からC点までを直線で結んだ線及びC点とB点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市北条辻1603番17地先の護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度58分34秒、東経 132 度46分15秒の地点

B点は、基点から真北99度36分42秒108.09メートル

の地点

G点は、B点から真北21度54分40秒 91.31メートルの地点

H点は、G点から真北 289 度32分50秒 52.04メートルの地点

I点は、H点から真北 293 度21分38秒 17.01メートルの地点

E点は、I点から真北 296 度10分43秒 40.30メートルの地点

D点は、E点から真北 176 度10分38秒 24.66メートルの地点

C点は、D点から真北 156 度07分31秒2.92メートルの地点

ウ 面積

第1工区 5,632.77平方メートル

第2工区 5,783.39平方メートル

合計 11,416.16平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地 約 380平方メートル

4 埋立免許年月日

平成18年 1月16日

○愛媛県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加戸守行

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野中 (482 - I - 2248(1))	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野中 (482 - I - 2248(1))	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
権現平 (482 - I - 2249(1))	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	権現平 (482 - I - 2249(1))	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中の谷 (482 - I - 2253(1))	宇和島市三間町土居垣内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中の谷 (482 - I - 2253(1))	宇和島市三間町土居垣内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上切 (482 - I - 2259(1))	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上切 (482 - I - 2259(1))	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高曾利 (482 - I - 2260(1))	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高曾利 (482 - I - 2260(1))	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
成家13 - 5 (482 - II - 55(1))	宇和島市三間町成家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	成家13 - 5 (482 - II - 55(1))	宇和島市三間町成家 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
是能15 - 4 (482 - II - 68(1))	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	是能15 - 4 (482 - II - 68(1))	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
則18 - 3 (482 - II - 82(1))	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	則18 - 3 (482 - II - 82(1))	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中ノ谷川 (482 - 1366)	宇和島市三間町土居垣内 (次の図のとおり)	土石流	中ノ谷川 (482 - 1366)	宇和島市三間町土居垣内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上金山川 (482 - 1377 - 2)	宇和島市三間町大藤 (次の図のとおり)	土石流	上金山川 (482 - 1377 - 2)	宇和島市三間町大藤 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中金銅川 (482 - 1396)	宇和島市三間町田川 (次の図のとおり)	土石流	中金銅川 (482 - 1396)	宇和島市三間町田川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

北御滝川 (482 - 1408)	宇和島市三間町三間中 間 (次の図のとおり)	土石流	北御滝川 (482 - 1408)	宇和島市三間町三間中 間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西大堀川 (482 - 2100)	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	西大堀川 (482 - 2100)	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 100 号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量(地図混乱地域における基準点設置作業)
- 2 作業期間 平成18年 2月 1日から
平成18年 3月10日まで
- 3 作業地域 松山市御幸一丁目、二丁目の一部地域

○愛媛県告示第 101 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市新石手甲55番1地先から 同市新石手甲101番1地先まで	旧	メートル 7.5~12.5	キロメートル 0.140	
			新	12.0~20.0	0.140	

○愛媛県告示第 102 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町知清799番2から 同町知清659番1まで	旧	メートル 2.8~51.1 9.3~38.4	キロメートル 0.254 0.155	
			新	9.3~38.4	0.155	

○愛媛県告示第 103 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本802番6から 同町脇本750番2まで	旧	メートル 6.0~19.0	キロメートル 0.153	
			新	6.0~19.0 9.3~50.0	0.153 0.164	

○愛媛県告示第 104 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本802番 6 から 同町脇本750番 2 まで	平成18年 1月27日

○愛媛県告示第 105 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1065番地先	旧	メートル 7.0～7.2	キロメートル 0.008	
			新	7.0～9.0	0.008	

○愛媛県告示第 106 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1065番地先	平成18年 1月27日

○愛媛県告示第 107 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第 27号	八幡浜市松柏丙654番地	愛媛県立八幡浜高等学校 P . T . A	八幡浜市松柏丙654番地 愛媛県立八幡浜高等学校内	平成18年 1月12日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
事務椅子の購入

- (2) 購入物品名及び数量
事務椅子 715脚
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成18年 3月31日
- (5) 納入場所
愛媛県庁及び地方機関（全15箇所）
- (6) 入札方法

入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税相当分を含む単価に契約数量を乗じた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「文具・事務用機器類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
平成18年2月17日（金）午後6時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年2月17日（金）午後6時
愛媛県総務部管理局総務管理課入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をも

って有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Office Chairs , 715 sets
- (2) Time limit of tender: 6:00p .m ., 17 February 2006
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL089 912 2156

雑 報

○公 告

事後調査報告書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第36条の規定により、次の対象事業について事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年1月27日

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 福島孝一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 事業者の名称 住友金属鉱山株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 福島孝一
 - (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋五丁目11番3号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 住友金属鉱山株式会社東予工場硫酸設備増強計画
 - (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業
 - (3) 規模 排出水量 246,100m³/日増加
- 3 対象事業の実施区域
愛媛県西条市船屋字新地乙145番地1
- 4 関係地域の範囲
愛媛県西条市及び新居浜市
- 5 事後調査報告書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 愛媛県庁、新居浜市役所及び西条市役所
 - (2) 縦覧期間 平成18年1月27日から2月27日まで
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで

--	--